

「（仮称）アセットマネジメント計画策定支援業務委託」に関する 審査方法と審査基準

1 審査方針

「（仮称）アセットマネジメント計画策定支援業務委託」（以下「業務委託」という。）における事業者選定のための審査は、（仮称）アセットマネジメント計画策定支援業務委託に係る受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次の視点により行う。

2 審査の流れ

審査は、初めに参加資格を有しているかについて、参加表明書等の提出書類に対しての参加資格審査を行う。参加資格審査に合格した参加事業者に対して、第一次審査（書類審査）、第二次審査（プレゼン審査）の順に審査する。

3 参加資格審査

参加資格審査として、法人の財務状況等について、市が指定する資料の提出を受け、書類審査を実施する。なお、参加資格審査において運営状況、財務状況が不適格とみなされた事業者は参加資格がないものとし、今後の審査に参加できない。

参加資格審査に合格した参加事業者に対して、参加決定を通知する。参加決定の通知をもって、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

4 第一次審査（書類審査）

参加資格要件を満たした事業者からの提案資料をもとに、審査委員会における審査により一次通過者を選定する。

「（仮称）アセットマネジメント計画策定支援業務委託」に関する審査方法と審査基準（以下、「審査基準」（p20））に基づき、審査委員持ち点70点で計350点満点、事務局採点150点満点とし、最低基準点を300点とする。これを上回る事業者の中で、各審査委員の得点及び事務局採点を合わせた合計点の高い順に順位付けを行い、上位3者を一次審査通過者として選定する。なお、同点で順位付けを明確にする必要がある場合は審査委員の投票で決定し、投票においても同数の場合は委員長により決定する。この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

(1) 審査項目

審査事項 6項目 (70点満点) × 5

審査項目	配点	審査事項
1 企画提案	【90点満点】 各18点	①市の公共施設のあり方についての基本的な方針を定めた計画の策定作業という重要な業務に対し、適切な考え方を有している事業者であるか
	【45点満点】 各9点	②計画策定早期の段階から、多くの市民意見が集約できる効果的な市民参画の手法が提案されているか
	【45点満点】 各9点	③今後も含めた社会・経済情勢や、本市の特性・課題を的確に踏まえた具体的な提案となっているか
	【45点満点】 各9点	④提案内容・スケジュールが妥当なものであるか
2 提案の実現能力・体制	【65点満点】 各13点	①業務の目的を理解しており、目的の達成が期待できるか
	【60点満点】 各12点	②業務遂行に必要な人員と体制が確保されているか。 (技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者を配置している、等)

審査事項 2項目 (150点満点) 事務局採点

審査項目	配点	審査事項
3 提案価格	【75点満点】	経済性を有する提案価格になっているか
4 参加事業者の過去実績	【75点満点】	地方公共団体が発注した公共施設等総合管理計画の策定、その他公共施設の適正配置に関する方針や行動計画、実施計画の立案・策定・改定等に係る豊富な実績を有し、本市においても、確実な業務遂行が期待できるか。

(2) 評価基準書

審査項目 1・2

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分
1	①	18点	14点	10点	6点	0点
	②	9点	7点	6点	3点	0点
	③	9点	7点	6点	3点	0点
	④	9点	7点	6点	3点	0点
2	①	13点	10点	8点	4点	0点
	②	12点	10点	8点	4点	0点

審査項目 3

提案価格	得点
多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額の 75%以下	75点
多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額の 75%超80%以下	65点
多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額の 80%超85%以下	55点
多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額の 85%超95%以下	50点
多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額の 95%超100%以下	45点
多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額を超えるもの	失格

※多摩市の契約目途額から消費税相当額を除いた額の：22,780,000円

審査項目 4

参加事業者の過去実績	得点
過去5年間の受託実績が5団体以上	75点
過去5年間の受託実績が4団体	60点
過去5年間の受託実績が3団体	45点
過去5年間の受託実績が2団体	30点
過去5年間の受託実績が1団体	0点

※1 上記における過去5年間の受託実績とは、平成31年4月1日から令和6年3月31日の間に完了した業務を対象とする。

※2 上記における受託実績とは、地方公共団体が発注した同種業務（公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント計画、公共施設再編計画、公共施設再配置計画又はそれに類似する方針や計画の立案・策定・改定等業務）かかる本体業務のうち、当該地方公共団体内における特定の地区・地域等に限定した区域内におけるものを除き、契約金額5,000,000円（税抜）以上の契約のみを対象とする。

5 第二次審査（プレゼン審査）

一次審査通過者から提案書に基づくプレゼンテーションを受け、併せてヒアリング（審査委員会からの質疑応答）を行った上で審査項目に対して点数をつける。審査基準書に基づき審査委員1人につき、持ち点50点とし、計250点満点とする。

各評価の得点の合計点が最低基準点（150点）を上回った者のうち、1次審査と2次審査を合計した点数（750点満点）をもとに審査委員会で最適受託候補者及び次席者を決定する。提案辞退等により審査対象参加事業者が1者のみとなった場合は、最低基準点（150点）を上回った場合のみ、当該応募者を契約候補事業者として多摩市指名業者選定委員会へ報告する。

(1) 審査項目

審査事項 1項目 (50点満点) × 5

審査項目	配点	審査事項
5 提案内容の的確性・実効性等	【200点満点】 各40点	①提案内容が的確性・実効性を有したものであるか
	【50点満点】 各10点	②説明の手法・ヒアリングへの対応は適切であるか

(2) 評価基準書

審査項目5

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		A	B	C	D	E
		とても良い	良い	概ね妥当	やや不十分	不十分
5	①	40点	30点	20点	10点	0点
	②	10点	7点	5点	2点	0点

(3) 第二次審査対象事業者が1者のみの場合の対応

参加事業者の提案辞退等により審査対象事業者が1者のみとなった場合は、基準点を150点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を契約候補事業者として多摩市指名業者選定委員会へ報告する。